

# 参 考 资 料

# 参 考 資 料 目 次

ページ

## 1 職員給与関係資料

第1表	適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	平均給与月額	3
第4表	扶養親族数別人員	6
第5表	単身赴任手当の支給状況	6
第6表	管理職手当の支給状況	7
第7表	地域手当の支給状況	7
第8表	住居手当の支給状況	8
第9表	通勤手当の支給状況	8
第10表	再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第11表	再任用職員（短時間勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第12表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	10
第13表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	30

## 2 民間給与関係資料

第14表	産業別、規模別調査事業所数	39
第15表	職種別給与額等	40
第16表	職員と民間事業所従業員との対応関係	47
第17表	職員給与と民間給与の較差	47
第18表	給与改定の状況	48
第19表	定期昇給の実施状況	48
第20表	昇給制度の状況	48
第21表	学歴別初任給	49
第22表	初任給の改定状況	49
第23表	特別給の支給状況	50
第24表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	50
第25表	家族手当の支給状況	51
第26表	住宅手当の支給状況	51

## 3 労働経済関係資料

第27表	労働経済指標	52
------	--------	----

## 4 生計費関係資料

第28表	費目別、世帯人員別標準生計費（平成31年4月）	54
------	-------------------------	----

## 5 人事管理に関する報告関係資料

第29表	職員1人当たり年間時間外勤務時間数	55
第30表	年360時間を超える時間外の勤務を行った職員数・割合（平成30年度）	55
第31表	時間外勤務の状況（平成30年度・平成31年（令和元年）度比較）	56
第32表	育児休業の新規取得状況	57
第33表	男性の育児休業取得率	57
第34表	子の看護休暇の取得状況	57
第35表	時間外の勤務が1か月に100時間を超えた職員の状況	58
第36表	在職死亡者及び長期療養者の状況	58
第37表	健康相談件数の状況	58

## 6 人事院勧告・報告関係資料

給与勧告の骨子	59
公務員人事管理に関する報告の骨子	61

# 1 職員給与関係資料

平成31年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	9,943	43.4	21.1
行政職給料表	3,137	43.6	21.6
公安職給料表	1,233	36.9	16.1
教育職給料表(1)	1,660	46.6	23.9
教育職給料表(2)	3,537	44.3	21.4
研究職給料表	155	41.8	18.3
医療職給料表(1)	37	36.2	12.4
医療職給料表(2)	96	43.5	20.4
医療職給料表(3)	51	43.1	19.1
海事職給料表	37	41.7	20.6

- (注) 1 企業局に勤務する職員(39人)、病院局に勤務する職員(1,228人)及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員(134人)は含まれていない。(以下各表において同じ。)
- 2 再任用職員(133名:うちフルタイム勤務職員100名、短時間勤務職員33名)は含まれていない。(第10表及び第11表を除く。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	83.7	3.7	12.6	0.0	60.4	39.6
行政職給料表	100.0	73.5	5.3	21.2	0.0	65.3	34.7
公安職給料表	100.0	52.9	3.2	43.9	0.0	89.6	10.4
教育職給料表(1)	100.0	95.0	2.6	2.4	—	55.4	44.6
教育職給料表(2)	100.0	99.2	0.8	0.0	—	48.0	52.0
研究職給料表	100.0	100.0	0.0	—	—	78.7	21.3
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	73.0	27.0
医療職給料表(2)	100.0	72.9	27.1	0.0	—	46.9	53.1
医療職給料表(3)	100.0	9.8	90.2	—	—	0.0	100.0
海事職給料表	100.0	27.0	46.0	24.3	2.7	100.0	0.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 平均給与月額

区分 給与種目	全 職 員
給 料	350,570 円
扶 養 手 当	9,521
管 理 職 手 当	6,144
地 域 手 当	559
そ の 他 の 手 当	9,704
合 計	376,498

(注) 1 給料には、教職調整額を含む。

2 その他の手当の内訳は、住居手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）及び特地勤務手当等である。（以下各表において同じ。）

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	公安職給料表適用職員
給 料	320,061 円	316,116 円
扶 養 手 当	9,057	11,592
管 理 職 手 当	8,705	4,990
地 域 手 当	890	159
そ の 他 の 手 当	6,412	8,800
合 計	345,125	341,657

区分 給与種目	教育職給料表（１）適用職員	教育職給料表（２）適用職員
給 料	394,538 円	371,577 円
扶 養 手 当	11,056	8,489
管 理 職 手 当	4,023	5,309
地 域 手 当	0	23
そ の 他 の 手 当	10,495	9,806
合 計	420,112	395,204

(注) 給料には、教職調整額を含む。

区分 給与種目	研究職給料表適用職員	医療職給料表（１）適用職員
給 料	318,528 円	396,100 円
扶 養 手 当	11,078	4,146
管 理 職 手 当	4,588	21,165
地 域 手 当	0	67,426
そ の 他 の 手 当	10,758	273,865
合 計	344,952	762,702

区分 給与種目	医療職給料表（２）適用職員	医療職給料表（３）適用職員
給料	317,808 円	309,624 円
扶養手当	8,358	7,202
管理職手当	4,936	2,739
地域手当	0	0
その他の手当	7,753	8,600
合計	338,855	328,165

区分 給与種目	海事職給料表適用職員
給料	334,797 円
扶養手当	14,738
管理職手当	1,754
地域手当	0
その他の手当	11,784
合計	363,073

第4表 扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	職員数			
	該当職員数	うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族である 子を有する者	うち配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
1人	1,514人	495人	877人	142人
2人	1,623	491	1,577	91
3人	1,053	577	1,046	66
4人	368	276	368	51
5人	41	36	41	10
6人以上	6	4	6	4
計	4,605	1,879	3,915	364

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、1.0人である。  
 3 全給料表適用者のうち手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,557円である。

第5表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
受給者	101人	42人	4人	0人	7人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額										
155人	34,284円										



第6表 管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	特4種	5種	6種	特6種	7種	8種
職員の区分	部長	次長	本庁課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	義務教育学校 副校長	教頭	部主事
受給者	人 13	人 46	人 172	人 173	人 19	人 208	人 1	人 3	人 118	人 28
区分	1種 (特定職)	2種 (特定職)	3種 (特定職)	4種 (特定職)	5種 (特定職)	受給者計		手当受給者 1人当たり 平均手当月額		
職員の区分	理事監	参事監	総合 事務所 課長	総合 事務所 室長	検査 専門員					
受給者	人 5	人 42	人 126	人 52	人 12	人 1,018	円 60,008			

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第7表 地域手当の支給状況

地域手当 支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
区分									
人員 (構成比)	人 94 (100.0%)	人 28 (29.8%)	人 18 (19.1%)	人 2 (2.1%)	人 1 (1.1%)	人 3 (3.2%)	人 1 (1.1%)	人 4 (4.3%)	人 37 (39.4%)
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 59,173	円 64,311	円 53,295	円 63,548	円 42,444	円 31,490	円 12,492	円 7,752	円 67,426

(注) 1 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第8表 住居手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	2,066 人
手当月額11,000円未満の受給者	3
手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者	960
手当月額27,000円の受給者	1,103
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,036 円

配偶者の居住する 借家・借間	受 給 者	手当支給者1人当たり平均手当月額
	11 人	13,382 円

第9表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	8,025 人
交通機関等のみを利用する者	304
交通用具のみを使用する者	7,599
交通機関等と交通用具を併用する者	122
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額	19,213 円
交通用具の使用者1人当たり平均手当月額	6,912 円

第10表 再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	15	人	人	15人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	5					4			1		
教育職給料表(1)	37		4	33							
教育職給料表(2)	43			42		1					
給料表計	100										
60歳	45										
61歳	34										
62歳	14										
63歳	6										
64歳	1										
65歳	0										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表について同じ。)

第11表 再任用職員（短時間勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	4	人	人	4人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	1					1					
教育職給料表(1)	22		2	20							
教育職給料表(2)	6			6							
給料表計	33										
60歳	10										
61歳	5										
62歳	6										
63歳	3										
64歳	7										
65歳	2										

第12表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8							1		
9	6				1				
10	1								1
11									1
12									
13									
14	5								3
15	1								1
16									
17	1	2						1	4
18		2	1						1
19	14	10						1	3
20	1	4	1					1	
21	1	5	2					2	
22	3	29						4	
23		8						3	
24	7	6	1					2	
25	1	19				1		1	
26		3	1					4	
27		32						3	
28		4						3	
29	44	6	3					2	
30	2	7	2					3	
31	2	46				1		1	
32	3	6	1				1	1	
33		12	9				2	1	
34	34	8	1			1	6	1	
35	1	38	1				5	2	
36	3	8	4				7		
37	3	13	9				7	1	
38	2	11	3				3	1	
39	61	27	3				3	1	
40	3	8	6		1		1		
41	3	13	14		1		1	5	
42	5	6	1	1					
43	8	31	6	1			1		
44	45	6	4		1				
45	4	9	12	3	1	1			
46	8	4	3						
47	10	32	5	1	1	2			
48	1	5	21	3	2				
49	31	3	18	4	3	1			
50	2	11	15	5	1	7	1		
51	1	26	8	13	3	5			
52		6	20	6		7	1		
53	2	16	27	12	4	9	4		
54		1	13	10	7	23			
55	2	23	11	15	12	17			
56	1	6	24	16	20	16			
57	3	8	30	19	17	18			
58	1	8	19	15	13	18			
59	2	17	21	15	11	16			
60	1	5	39	28	10	15			
61		6	30	19	29	8			
62	1	3	15	17	17	11			
63	1	6	28	10	25	11			
64		2	25	5	21	12			
65		5	26	4	14	9			
66		4	27	10	19	12			
67		12	24	1	17	8			
68	1	4	27		20	9			

職務の級 号 給	職 務 の 級								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69		9	14	1	20	7			
70	1	4	21		26	4			
71	3	11	27		21	5			
72		1	15		16	4			
73		3	20		12	7			
74		4	10		11	6			
75	1	8	21		11	7			
76	1	3	19		7	4			
77		2	15		6	8			
78		7	11		9	2			
79		5	12		3	3			
80		3	12		2	7			
81		1	11		2	10			
82	1	1	11		13				
83		3	7		9				
84	1	4	8		13				
85		1	9		8				
86	1		5		6				
87		2	5		2				
88			10		1				
89		2	3						
90		2	5						
91	2	5	1						
92		1							
93	3		3		1				
94		1	2						
95		3	3						
96		3	3						
97		5	1						
98		5	5						
99		5	7						
100		2	2						
101		2	6						
102		4	3						
103		2	7						
104		12	4						
105		5	8						
106		4	5						
107		3	5						
108		2	9						
109		2	2						
110		1	3						
111		1	2						
112		1	1						
113		2							
114		3							
115		3	1						
116									
117			6						
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		7							
計	346	752	921	234	470	312	44	44	14

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、  
 該当人員0の号給は空欄とした。(以下同じ。)

適用職員数	3,137人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	18								
8	1								
9									
10									
11	25								
12	6								
13									
14	1								
15									
16	7								
17	19								
18									
19		15							
20			1						
21				2					
22	22								
23	2	14	1						
24		1							
25		1	2						
26	1	1							
27	18	10	1						
28	1								
29	1	7	7						
30		4							
31	11	9	3		2				
32	1	1							
33	3	5	5	2	1				4
34		13	3						1
35	2	15	8	1	4				3
36	2		1		1				1
37	2	5	4	3					1
38		2		3	2				
39	2	21	4	6	1				
40	1	3			1				
41	1	7	15	2					
42	1	3	1	4					
43		6	9	7	3				
44	1	1	4	2	2				
45		5	10	2					
46		4	2	1	3			1	
47		17	8	4	4			3	
48		5	3	2	1			1	
49		5	20	6	2		1	4	
50		2	6	4				1	
51		2	10	2	2			1	
52			1	2				2	
53		5	15	6	1		1	1	
54		3	11	3	1		1	3	
55		6	9	8	1	1		3	
56		3	4	7	2	1		8	
57		1	10	7			4		
58			4	10	3	2	3		
59		6	9	8	2		2		
60		3	5	10		2	1		
61			13	5	1		1		
62		3	3	5	1	1	1		
63			7	13	1	1	1		
64			4	7	1	5	8		
65		1	12	9		2	2		
66			3	11			4		
67			8	11	1	1	2		
68			4	4	2	2	2		
69			6	11		5	2		
70			3	4		1	1		
71			5	1		2	2		
72			4	4		2	2		
73				8		4	2		
74			2	4	1	3	1		
75			1	6	1	3	1		
76				4		2	1		

職務の級 号 給	1 2 3 4 5 6 7 8 9								
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			1	2		2			
78				5		4	1		
79			1	2		1	2		
80				6	1		1		
81				3			6		
82			1	1					
83			1	6		1			
84			1	3	1				
85				6		2			
86				2					
87									
88				2					
89			1	2					
90				2					
91				1					
92				1					
93				3					
94				3					
95				5					
96				1					
97			1	2					
98				1					
99				3					
100				1					
101				3					
102				8					
103				5					
104				3					
105				5					
106				6					
107				6					
108				4					
109				6					
110				6					
111				5					
112			1	3					
113				7					
114				4					
115			1	5					
116				4					
117				4					
118				4					
119				3					
120				2					
121			1	2					
122			1	1					
123				1					
124			2	2					
125				10					
126			1						
127									
128									
129									
130			1						
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	149	215	288	391	50	49	67	14	10

適用職員数	1,233人
-------	--------

教育職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		5			
6					
7					
8					
9					
10		6			
11					
12		2			
13					
14					
15		2			
16					
17		1			
18		1			
19		1			
20		10			
21	1				
22		2			
23	1				
24					1
25		9			
26					
27		2			2
28					6
29		8			2
30		1			2
31		4			7
32		5			2
33		5			2
34		2			
35		2			1
36		1			1
37		11			
38		1			1
39		2			
40		1			
41		14			
42		3			2
43		8			1
44		3			
45	1	12			
46					1
47		5			1
48		1			
49		6		1	
50					
51		9			
52		1			
53	1	7		1	
54		1			
55		8			
56		2			
57		12		3	
58		1		2	
59		6		5	
60		2		5	
61		16		6	
62		3		8	
63		7		6	
64		7		7	



職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
65		16		4	
66	1	5		3	
67		7		3	
68		6		3	
69		13		2	
70		8	1	2	
71		13		1	
72	1	8		2	
73		29		2	
74		5	4	1	
75		7	1		
76		15	1		
77	1	34		1	
78	1	9		2	
79	2	11	4		
80		2	5		
81	2	16	3		
82		8	8		
83		11	6	1	
84		8	2		
85	3	34	3		
86		5	3		
87		17	1		
88		5			
89	1	31			
90	1	7	1		
91	1	15			
92	2	16			
93	2	26			
94		10			
95	1	27			
96		13			
97	4	28			
98	1	12			
99	2	22			
100		15			
101	2	26			
102	1	13			
103	1	29			
104	2	9			
105	1	40			
106		10			
107		22			
108		19			
109	2	37			
110		15			
111	2	23			
112	1	21			
113	1	28			
114	2	27			
115	1	39			
116	1	28			
117	2	36			
118	2	25			
119	1	49			
120		39			
121	2	23			
122		25			
123		41			
124		24			
125		27			
126	2	22			
127	1	9			
128		7			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
129	1 人	5 人			
130		2			
131		1			
132		3			
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	58	1,456	43	71	32

適用職員数	1,660人
-------	--------

教育職給料表（２）

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					1
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		37			2
18					3
19		12			6
20					4
21					18
22		33			23
23					29
24		17			16
25		1			18
26		1			8
27		44			12
28					8
29		13			5
30		3			5
31		3			2
32		53			
33		1			
34		20			3
35		3			2
36		1			5
37		39			1
38		1			2
39		22			
40		5			
41		58			
42		2			
43		17			1
44		13			
45		49			
46		6			
47		10			
48		4			
49		52			
50		4			
51		13			
52		8			
53		55			
54		3			
55		12			
56		6			
57		59			
58		6			
59		20			
60		8			
61		35		2	
62		4			
63		22			
64		8			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
65		40			
66		6			
67		14			
68		11		1	
69		47		1	
70		8		3	
71		16	1	2	
72		8	1	7	
73		38		10	
74		5		16	
75		17		18	
76		16	2	25	
77		40	3	32	
78		6	3	27	
79		13	1	10	
80		11	2	13	
81		28	2	6	
82		5	1	5	
83		17		4	
84		8	3	1	
85		38		2	
86		8		1	
87		21			
88		12			
89		43			
90		6			
91		17			
92		14			
93		37			
94		16			
95		12			
96		9			
97		38			
98		17			
99		24			
100		21			
101		45			
102		14			
103		27			
104		34			
105		43			
106		16			
107		23			
108		43			
109		54			
110		31			
111		29			
112		23			
113		49			
114		23			
115		36			
116		28			
117		46			
118		29			
119		35			
120		40			
121		66			
122		27			
123		63			
124		60			
125		87			
126		92			
127		91			
128		85			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
129		86			
130		93			
131		100			
132		77			
133		29			
134		28			
135		12			
136		10			
137		8			
138		3			
139		1			
140					
141					
142					
143		1			
144					
145					
146					
147					
148					
149		1			
計	0	3,158	19	186	174

適用職員数	3,537人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29	1				
30					
31					
32			1		
33					
34	2				
35	1				
36					
37					
38					
39	3				
40					
41	1				
42			1		
43					
44	2	1			
45			1		
46	3				1
47			1	1	
48	1		3		
49	1				
50			3		
51	1			1	
52	3		2		
53				1	
54	1		1	1	
55			1		
56	2	1		1	
57	1			2	
58			1		
59			1	1	
60		1	2		
61	1	2		1	
62	1		2		
63	2		1		
64		1	3		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65		1			
66	2	1	1		
67	2	2	1		
68	2	1			
69	2	1	1		
70					
71	1	4	1		
72			1		
73	1	1	1		
74	3				
75	4	1	1		
76	1				
77					
78		1	1		
79	2	1			
80	1		1		
81		2		1	
82	1				
83	2	1			
84					
85	1		1		
86	1		1		
87	1	2			
88	1		1		
89		2			
90	1	1			
91	1				
92					
93	2				
94					
95	1		1		
96	1	1			
97					
98		1			
99		2			
100					
101		1			
102	1	1			
103					
104					
105		1			
106		1			
107	1				
108		1			
109					
110		1			
111		1			
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		1			
122					
123	1				
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131	1				
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139 140	1 人				
141 142 143 144					
145 146 147 148	1 人				
149 150 151 152					
計	67	40	37	10	1

適用職員数	155人
-------	------



医療職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	10			
18				
19				
20				
21	4			
22				
23				
24				
25	7			
26				
27				
28				
29				
30		1		
31				
32				
33			1	
34				
35				
36				
37			1	
38				
39			1	
40				
41				
42				
43				
44				
45	1			1
46				
47				
48				
49	1			1
50				
51				
52				
53			1	1
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			6	
82				
83				
84				
85				
計	23	1	10	3

適用職員数	37人
-------	-----

医療職給料表（２）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9							
10		1					
11							
12							
13							
14							
15		1					
16							
17							
18							
19							
20		1					
21							
22		1					
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29		1					
30							1
31							
32							
33							
34		1					
35		3					
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43		1			1	1	
44							
45		1					
46							
47			1		1		
48			1			1	
49			1				
50		1			1	1	
51		1			2		
52			1			1	
53				1	1		
54						2	
55		2		1	1		
56				2		1	
57			1	4	1		
58				1	3		
59		3		1	1		
60		1		1			
61		1		2	2		
62		1	2				
63		1		1			
64				1	1		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
65		2	1	3			
66		2					
67			1	1			
68		1					
69					1		
70				1			
71				2			
72				1			
73							
74		1					
75							
76				1			
77					1		
78				1			
79		1		1			
80							
81					1		
82							
83		1		1			
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		3					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	0	34	9	27	18	7	1

適用職員数	96人
-------	-----

医療職給料表（3）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
1	人						人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34		1					
35							
36							
37		1					
38							
39		1					
40							
41							
42		1					
43							
44		1					
45							
46		2					
47							
48							
49							
50		1					
51							
52							
53							
54		1					
55							
56							
57		2	1				
58		1					
59						1	
60							
61		1					
62		1					
63							
64			1				
65			1				
66		1	1				
67							
68		1					
69			1				
70		1					
71							
72			1				
73							
74		1					
75				1			
76							
77				1			
78							
79		1					
80		1			1		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
81							
82		3			1		
83							
84							
85				1			
86			1				
87							
88		1					
89							
90		1	1	1			
91							
92		1	1				
93							
94							
95							
96				1			
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103		2					
104		1					
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111		1					
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119		1					
120							
121							
122							
123		1					
124							
125							
126							
127		1					
128		1					
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	34	9	5	2	1	0

適用職員数	51人
-------	-----

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23		1			
24					
25					
26					
27					
28					
29		1			
30					
31			1		
32					
33					
34	1				
35		1			
36		1			
37					
38					
39					1
40					
41					
42					
43		1			
44					
45				1	
46					
47		2			
48		1			
49				1	
50					
51					
52					
53			1		
54				2	
55				1	
56		1			
57		1			
58		1			
59					
60					
61		1			
62					
63	1				
64		1		1	

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
65					
66		1	1		
67				1	
68			1		
69		1			
70					
71			1		
72			1		
73					
74					
75					
76					
77		1			
78					
79					
80					
81					
82					
83		1			
84			1		
85					
86					
87					
88					
89		1			
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107	1				
108					
109					
110					
111					
112		1			
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	3	19	7	7	1

適用職員数	37人
-------	-----

第13表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	6									6
19歳	6									6
20歳	15									15
21歳	10									10
22歳	36									36
23歳	40									40
24歳	62									62
25歳	55									55
26歳	54	1								55
27歳	22	27								49
28歳	9	56								65
29歳	10	59								69
30歳	1	60								61
31歳		48					1			49
32歳	4	40	3							47
33歳	3	55	4							62
34歳		49	12		1					62
35歳	3	47	20							70
36歳		45	19							64
37歳		32	33							65
38歳		29	47			1				77
39歳	1	29	54							84
40歳		18	58							76
41歳	1	13	63	8		1				86
42歳		13	65	13						91
43歳	1	12	60	12	1				1	87
44歳	2	7	55	21	3					88
45歳		11	76	19	10					116
46歳	1	8	61	20	19					109
47歳		14	58	33	26	4				135
48歳	1	14	43	17	22	4				101
49歳		9	34	16	34	7	1			101
50歳		5	33	18	36	14	2			108
51歳	1	10	18	11	43	15	2			100
52歳		9	16	12	38	18	1	2		96
53歳		5	18	8	48	23	2	2	1	107
54歳		5	13	11	41	32	3	3		108
55歳		10	14	4	32	34	2	9	1	106
56歳		4	12	2	37	43	5	5	3	111
57歳	2	4	18	4	35	30	6	11		110
58歳		2	6	3	20	42	9	8	5	95
59歳		1	8	2	24	43	10	4	3	95
60歳以上		1				1				2
計	346	752	921	234	470	312	44	44	14	3,137

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下同じ。)



公安職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	18									18
19歳	27									27
20歳	30									30
21歳	18									18
22歳	23	14								37
23歳	16	14								30
24歳	4	20								24
25歳	7	24	5							36
26歳	3	39	2							44
27歳		22	12							34
28歳	1	21	16							38
29歳		15	20							35
30歳	2	14	25	1						42
31歳		11	23	6						40
32歳		7	28	8						43
33歳		6	32	14						52
34歳		2	31	7						40
35歳		4	18	18						40
36歳			18	18	5					41
37歳		1	17	19	4					41
38歳		1	10	17	8					36
39歳			10	27	5					42
40歳			6	27	5					38
41歳			3	31	2					36
42歳				27	2					29
43歳			1	11	8	3	1			24
44歳			2	16	7	4	3			32
45歳			1	9		5				15
46歳				8	2	5	3			18
47歳				17		3	1			21
48歳			1	12	2	1	3			19
49歳				11			9			20
50歳			1	6		2	3	1		13
51歳				2			8			10
52歳				4			4	1		9
53歳				12		7	1	1		21
54歳				17		4	8	4	1	34
55歳			2	5		2	3	5	3	20
56歳			1	10		2	6		1	20
57歳			1	11		5	6	1	1	25
58歳			2	13		3	5		3	26
59歳				7		3	3	1	1	15
60歳以上										
計	149	215	288	391	50	49	67	14	10	1,233

教育職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	特 2	3	4	計
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	2	5				7
23歳		6				6
24歳		3				3
25歳		12				12
26歳	1	11				12
27歳		12				12
28歳	1	15				16
29歳		13				13
30歳		22				22
31歳		20				20
32歳		13				13
33歳		12				12
34歳	3	24				27
35歳	2	22				24
36歳	3	27				30
37歳	2	31				33
38歳	2	41				43
39歳	1	61				62
40歳	6	42				48
41歳	3	56				59
42歳	3	41				44
43歳	2	57				59
44歳	5	62				67
45歳	2	60				62
46歳	8	70	1	1		80
47歳	4	71	2			77
48歳	4	66	3	2		75
49歳	3	60	4	2		69
50歳	1	44	4	2		51
51歳		68	7	2		77
52歳		47	5	7		59
53歳		48	6	12		66
54歳		59	3	10	2	74
55歳		52	2	9	2	65
56歳		62	1	9	4	76
57歳		55	4	5	6	70
58歳		50		7	12	69
59歳		36	1	3	6	46
60歳以上						
計	58	1,456	43	71	32	1,660

教育職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	特 2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		37				37
23歳		45				45
24歳		63				63
25歳		73				73
26歳		62				62
27歳		85				85
28歳		71				71
29歳		74				74
30歳		86				86
31歳		81				81
32歳		56				56
33歳		67				67
34歳		76				76
35歳		66				66
36歳		83				83
37歳		52				52
38歳		70				70
39歳		72				72
40歳		82				82
41歳		71				71
42歳		97				97
43歳		101				101
44歳		113				113
45歳		84				84
46歳		84				84
47歳		100				100
48歳		108		4	1	113
49歳		95	7			102
50歳		88	5	8		101
51歳		115	5	13	1	134
52歳		95	1	23	2	121
53歳		108	1	28	7	144
54歳		113		30	7	150
55歳		110		29	9	148
56歳		93		24	20	137
57歳		107		10	42	159
58歳		99		7	39	145
59歳		76		10	44	130
60歳以上					2	2
計	0	3,158	19	186	174	3,537

研究職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	1					1
23歳	2					2
24歳	4					4
25歳	5					5
26歳	3					3
27歳	3					3
28歳	3					3
29歳	5					5
30歳	5					5
31歳	4					4
32歳	3					3
33歳	5					5
34歳	4					4
35歳	4					4
36歳	5	1				6
37歳	3	1				4
38歳	1	2				3
39歳	1	1				2
40歳	1	1				2
41歳						
42歳			1			1
43歳	1	7				8
44歳		5				5
45歳		2				2
46歳		5	4			9
47歳	2	3	5			10
48歳		4	6			10
49歳	1	1	3			5
50歳		2	4	1		7
51歳		2	3	2		7
52歳			3	1		4
53歳		2	3	1		6
54歳		1				1
55歳						
56歳	1		2	2		5
57歳			1	1		2
58歳			2			2
59歳				2	1	3
60歳以上						
計	67	40	37	10	1	155

医療職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳	3				3
25歳	6				6
26歳	4				4
27歳	4				4
28歳	4				4
29歳					
30歳					
31歳					
32歳	1				1
33歳	1	1			2
34歳					
35歳					
36歳					
37歳					
38歳			1		1
39歳			1		1
40歳					
41歳					
42歳			1		1
43歳					
44歳			1		1
45歳					
46歳					
47歳					
48歳					
49歳			1		1
50歳					
51歳					
52歳					
53歳					
54歳			1		1
55歳			1		1
56歳			1		1
57歳					
58歳			1		1
59歳				1	1
60歳以上			1	2	3
計	23	1	10	3	37

医療職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳		1						1
23歳		1						1
24歳								
25歳		2						2
26歳		1						1
27歳		1						1
28歳		1						1
29歳		2						2
30歳								
31歳		1						1
32歳		3						3
33歳								
34歳		1						1
35歳		4						4
36歳		3	1					4
37歳		5	1					6
38歳		3	1					4
39歳			1	1				2
40歳			3	2				5
41歳		2	1	2				5
42歳				2	2			4
43歳			1	5				6
44歳					1			1
45歳		1		2				3
46歳				1	2			3
47歳				2	1			3
48歳				1	1			2
49歳					1	1		2
50歳				1	2	1		4
51歳				1	1	1		3
52歳					1			1
53歳		1		2		1		4
54歳					2		1	3
55歳					1			1
56歳		1		2		1		4
57歳					2	1		3
58歳				1		1		2
59歳				2	1			3
60歳以上								
計	0	34	9	27	18	7	1	96

医療職給料表（3）

年 齢	職務の級							計
	1	2	3	4	5	6	7	
18歳	人	人	人	人	人	人	人	人
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳								
24歳								
25歳								
26歳		1						1
27歳								
28歳								
29歳		2						2
30歳		1						1
31歳		1						1
32歳		1						1
33歳								
34歳		4						4
35歳		2						2
36歳		2						2
37歳		1						1
38歳		1						1
39歳		1	1					2
40歳		1	1					2
41歳		3	1					4
42歳			1					1
43歳		1						1
44歳		1	1					2
45歳		2						2
46歳			2	2				4
47歳				1				1
48歳		1	1					2
49歳		2						2
50歳								
51歳		2	1	1	1			5
52歳		2						2
53歳					1			1
54歳								
55歳		1		1				2
56歳		1				1		2
57歳								
58歳								
59歳								
60歳以上								
計	0	34	9	5	2	1	0	51

海事職給料表

年齢 \ 職務の級	1	2	3	4	5	計
18歳						
19歳						
20歳						
21歳	1					1
22歳						
23歳						
24歳						
25歳						
26歳		1				1
27歳						
28歳		1				1
29歳	1					1
30歳		1				1
31歳		1				1
32歳		1				1
33歳		2	1			3
34歳		2				2
35歳		3				3
36歳						
37歳		1				1
38歳		1				1
39歳						
40歳		1				1
41歳			1			1
42歳						
43歳						
44歳						
45歳		1				1
46歳			2			2
47歳			1		1	2
48歳	1			2		3
49歳		1				1
50歳		2		1		3
51歳			1			1
52歳						
53歳						
54歳				2		2
55歳				2		2
56歳						
57歳						
58歳						
59歳			1			1
60歳以上						
計	3	19	7	7	1	37



## 2 民間給与関係資料

### 2019（平成31年）年職種別民間給与実態調査の結果

平成31年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業・林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された241事業所の中から無作為に抽出した145事業所（うち17事業所は調査不能等により集計対象外）である。

第14表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人 ～2,999人	500人 ～999人	100人 ～499人	50人～99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ・ 林 業	0	—	—	—	—	—
漁 業	1	—	—	—	1	—
鉱 業 、 建 設 業	8	3	1	—	3	1
製 造 業	61	2	5	6	32	16
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	23	7	1	4	8	3
卸 売 ・ 小 売 業	6	1	—	—	3	2
金融・保険業、不動産業	4	—	1	1	2	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	25	4	3	4	10	4
合 計	128	17	11	15	59	26

第15表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	14	52.5	690,427	873	689,554	構成員50人以上の支店（社）の長（取 締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	8	51.5	783,511	1,389	782,122	
	短 大 卒	0	-	-	-	-	
	高 校 卒	6	53.8	571,077	212	570,865	
	中 学 卒	0	-	-	-	-	
	工 場 長	9	55.7	705,649	0	705,649	構成員50人以上の工場の長（取締役兼 任者を除く。）
	大 学 卒	6	57.3	704,448	0	704,448	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	52.5	707,891	0	707,891	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-
	事 務 部 長	83	53.2	523,082	253	522,829	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又 は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	56	53.3	538,679	328	538,351	
	短 大 卒	8	53.5	453,856	355	453,501	
	高 校 卒	19	52.8	509,040	0	509,040	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	55	53.9	606,396	5,491	600,905	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又 は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	33	54.2	634,798	4,370	630,428	
	短 大 卒	6	53.0	671,418	19,072	652,346	
	高 校 卒	16	53.7	525,455	2,761	522,694	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-
事 務 部 次 長	61	51.8	477,489	365	477,124	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
大 学 卒	44	50.8	492,483	523	491,960		
短 大 卒	2	*	*	*	*		
高 校 卒	15	54.5	433,747	0	433,747		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	10	54.7	477,099	0	477,099	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
大 学 卒	4	51.3	561,078	0	561,078		
短 大 卒	1	*	*	*	*		
高 校 卒	5	56.8	409,949	0	409,949		
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	200	48.1	495,715	9,029	486,686	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又 は課長級専門職	
大 学 卒	124	47.2	496,847	5,455	491,392		
短 大 卒	19	48.5	445,156	9,653	435,503		
高 校 卒	57	50.1	510,997	17,073	493,924		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	148	48.9	566,094	23,497	542,597	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記課の長に相当する課の長又 は課長級専門職	
大 学 卒	79	48.9	548,523	11,923	536,600		
短 大 卒	21	48.6	573,813	19,227	554,586		
高 校 卒	47	49.2	590,556	44,849	545,707		
中 学 卒	1	*	*	*	*		

- (注) 1 調査実人員が2人以下の場合、平均年齢及び平均支給額を\*としている。(第15表共通)  
 2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に還元して算出した数値である。(第15表共通)  
 3 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	116	47.6	425,340	43,556	381,784	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大学卒	65	45.0	403,748	39,032	364,716	
	短大卒	12	47.8	437,889	55,736	382,153	
	高校卒	39	52.4	462,993	48,355	414,638	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	25	45.4	474,971	57,474	417,497	
	大学卒	11	45.9	419,966	16,377	403,589	
	短大卒	6	41.0	583,217	142,719	440,498	
	高校卒	8	47.5	471,456	52,008	419,448	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	254	45.1	359,753	39,086	320,667	係の長又は係長級専門職
	大学卒	120	43.3	358,536	40,518	318,018	
	短大卒	30	45.0	329,181	39,192	289,989	
	高校卒	104	47.3	370,471	37,257	333,214	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	188	45.5	446,114	72,847	373,267	
	大学卒	89	43.8	395,353	52,263	343,090	
	短大卒	21	47.0	453,496	72,320	381,176	
	高校卒	78	47.3	514,959	101,810	413,149	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務主任	232	43.4	319,213	26,429	292,784	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	
大学卒	88	38.6	327,668	33,413	294,255		
短大卒	35	43.1	278,913	25,944	252,969		
高校卒	109	47.0	326,086	21,452	304,634		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	230	43.5	390,702	64,466	326,236		
大学卒	114	42.4	381,938	61,356	320,582		
短大卒	26	42.1	425,860	92,133	333,727		
高校卒	88	45.1	393,302	60,386	332,916		
中学卒	2	*	*	*	*		
事務係員	1,140	38.1	277,254	28,436	248,818		
大学卒	478	35.7	291,271	34,784	256,487		
短大卒	212	39.1	258,814	22,059	236,755		
高校卒	446	40.2	270,554	24,341	246,213		
中学卒	4	41.7	254,416	34,143	220,273		
技術係員	778	36.6	320,664	47,575	273,089		
大学卒	366	36.0	334,573	48,901	285,672		
短大卒	120	35.9	313,943	51,634	262,309		
高校卒	291	38.1	300,522	42,980	257,542		
中学卒	1	*	*	*	*		

(注) 4 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

5 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	14	52.5	690,427	873	689,554	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	7	56.5	776,338	0	776,338	構成員50人以上の工場長の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	29	53.9	584,385	404	583,981	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	30	54.2	724,218	8,906	715,312	
事 務 部 次 長	29	50.4	512,411	285	512,126	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 部 次 長	4	54.6	558,414	0	558,414	
事 務 課 長	138	47.9	532,612	10,535	522,077	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	101	48.9	634,837	31,436	603,401	
事 務 課 長 代 理	94	47.0	429,048	46,442	382,606	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
技 術 課 長 代 理	10	45.8	574,108	93,830	480,278	
事 務 係 長	123	45.6	398,505	52,652	345,853	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	124	46.1	489,612	90,938	398,674	
事 務 主 任	96	43.7	363,925	31,427	332,498	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 主 任	107	42.9	444,838	76,219	368,619	
事 務 係 員	464	37.6	306,097	34,003	272,094	
技 術 係 員	380	36.7	366,924	61,798	305,126	

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	49	53.1	499,655	194	499,461	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	19	54.1	484,674	223	484,451	
事 務 部 次 長	32	53.1	443,926	443	443,483	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	4	52.9	462,071	0	462,071	中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	53	48.4	424,523	6,442	418,081	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	32	49.8	446,698	9,087	437,611	
事 務 課 長 代 理	15	50.6	429,544	32,540	397,004	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理
技 術 課 長 代 理	14	45.1	407,840	34,696	373,144	職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
事 務 係 長	95	45.3	329,410	29,957	299,453	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	51	44.9	368,183	39,489	328,694	
事 務 主 任	101	44.1	289,344	21,316	268,028	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
技 術 主 任	94	44.4	361,432	57,424	304,008	係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	552	38.7	255,588	25,521	230,067	
技 術 係 員	282	37.3	264,932	29,637	235,295	

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	5	50.1	416,618	0	416,618	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	6	52.2	451,009	6,245	444,764	
事 務 部 次 長	-	-	-	-	-	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	2	*	*	*	*	中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	9	49.3	373,937	2,278	371,659	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	15	46.6	435,153	9,804	425,349	
事 務 課 長 代 理	7	47.8	372,727	32,534	340,193	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職
技 術 課 長 代 理	1	*	*	*	*	中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	36	43.0	310,300	17,865	292,435	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	13	41.9	366,598	43,540	323,058	
事 務 主 任	35	40.5	293,055	28,481	264,574	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
技 術 主 任	29	41.8	318,885	51,607	267,278	係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	124	37.3	239,923	15,659	224,264	
技 術 係 員	116	34.5	254,497	29,113	225,384	

その2 その他の職種  
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
技能・労務関係職種	電話交換手	1	*	*	*	*見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	1	*	*	*	*
	守 衛	6	56.7	314,058	39,550	274,508
	用 務 員	3	51.9	153,807	0	153,807
研究関係職種	研 究 所 長	-	-	-	-	- 構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	-	-	-	-	- 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	- 構成員3人以上の室（係）の長
	主任 研究 員	-	-	-	-	- 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	-	-	-	-	-
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-
医療関係職種	病 院 長	-	-	-	-	- 部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	-	-	-	-	- 上記病院長に事故等のあるときの職務代理者
	医 科 長	-	-	-	-	- 部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	1	*	*	*	*
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-
	薬 局 長	3	53.5	461,725	9,789	451,936

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
医 療 関 係 職 種	薬 剤 師	13	40.2	335,918	17,258	318,660	
	診療放射線技師	19	41.7	322,380	29,610	292,770	
	臨床検査技師	15	50.0	277,468	15,558	261,910	
	栄 養 士	14	40.7	232,085	4,817	227,268	
	理学療法士	55	32.4	270,178	18,600	251,578	
	作業療法士	63	34.3	273,162	10,171	262,991	
	総 看 護 師 長	2	*	*	*	*	* 部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	61	50.1	400,576	38,570	362,006	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	131	43.3	315,396	39,010	276,386	
	准 看 護 師	97	44.9	284,985	37,269	247,716	
教 育 関 係 職 種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	1	*	*	*	*	
	高等学校教諭	41	44.5	395,820	11,969	383,851	



第16表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課 長	支店長、工場長 部長、部次長	支店長、工場長 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課 長	
5級			課 長
4級	係 長	課長代理	課長代理
3級		係 長	係 長
2級	主 任	主 任	主 任
1級	係 員	係 員	係 員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間位置付けられる従業員、課長と係長の間位置付けられる従業員、係長と係員の間位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第17表 職員給与と民間給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	給与の較差 ①-② $\frac{①-②}{②} \times 100$
346,544 円	346,720 円	△176 円 (△0.05%)

- (注) 1 較差は、ラスパイレス方式により算出したものである。
- 2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

第18表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
	係 員		46.4	10.0	0.0
課 長 級		35.7	12.8	0.0	51.5

第19表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
係 員		96.4	93.9	23.8	6.8	63.3	2.5	3.6
課 長 級		90.0	87.4	21.5	8.6	57.3	2.6	10.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	規模	昇給制度 あ り	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	昇給制度 な し
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規模計	97.4	32.3	85.2	41.8	2.6
	500人以上	96.9	22.8	84.0	51.0	3.1
	100人以上500人未満	98.3	44.4	84.7	38.6	1.7
	100人未満	96.1	21.6	88.2	33.4	3.9
課 長 級	規模計	92.8	27.6	81.5	37.3	7.2
	500人以上	87.9	17.9	76.5	42.5	12.1
	100人以上500人未満	97.0	40.7	82.5	34.5	3.0
	100人未満	91.8	14.4	87.8	34.7	8.2

(注) 1 昇給制度の内容は、複数回答である。

2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は昇給制度ありとして集計した。

第21表 学歴別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	初 任 給 月 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	195,435
	短 大 卒	177,779
	高 校 卒	154,411

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

第22表 初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴 企 業 規 模		項 目	初 任 給 の 改 定 状 況			採 用 な し	
			採 用 あ り	初 任 給 の 改 定 状 況			
				増 額	据 置		減 額
大 学 卒	規 模 計	23.3	(41.0)	(59.0)	(0.0)	76.7	
	500人以上	22.0	(30.8)	(69.2)	(0.0)	78.0	
	100人以上500人未満	29.6	(54.3)	(45.7)	(0.0)	70.4	
	100人未満	11.8	(0.0)	(100.0)	(0.0)	88.2	
高 校 卒	規 模 計	16.5	(29.2)	(67.0)	(3.8)	83.5	
	500人以上	18.3	(0.0)	(100.0)	(0.0)	81.7	
	100人以上500人未満	18.9	(46.9)	(45.8)	(7.4)	81.1	
	100人未満	7.8	(50.0)	(50.0)	(0.0)	92.2	

(注) ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第23表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下半期	2.15	2.23	2.01	2.12
上半期	1.88	2.06	1.64	1.52
年間の計	4.03	4.28	3.65	3.64

(注) 1 下半期は平成30年8月から平成31年1月まで、上半期は同年2月から令和元年7月までの期間である。

2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

第24表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
規模計	43.6	56.4	44.2	55.8	48.6	51.4
500人以上	36.0	64.0	36.8	63.2	46.7	53.3
100人以上500人未満	48.5	51.5	48.6	51.4	50.4	49.6
100人未満	46.8	53.2	47.9	52.1	47.9	52.1

## 第25表 家族手当の支給状況

### その1 家族手当の手当額の定め方

(単位：%)

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	その他
55.5	8.8	35.7

(注) 1 手当額の定め方は、家族手当を支給する事業所について算出した。

2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

### その2 扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	8,686
配偶者と子1人	13,399
配偶者と子2人	17,357

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

## 第26表 住宅手当の支給状況

(単位：円)

支給の有無	事業所割合
支給	56.8
非支給	43.2
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位階層	20,000円以上21,000円未満

### 3 労働経済関係資料

第27表 労働経済指標

項目		年 月		平成29年度	平成30年度	平成30年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	
		前年度比・前 年同月比(%)												
① 常用雇用指数 (調査産業計)		前年度比・前 年同月比(%)		1.3	0.5	0.5	0.6	0.5	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	
② 有効求人倍率 (季節調整値)	全 国	(倍)		1.54	1.62	1.60	1.61	1.61	1.62	1.63	1.63	1.62	1.63	
	鳥取県	(倍)		1.63	1.66	1.61	1.61	1.65	1.66	1.65	1.64	1.64	1.67	
③ 完全失業率 (季節調整値)		(%)		2.7	2.4	2.5	2.3	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	
④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国	(千円)		294.1	296.0	298.5	294.5	296.8	296.4	295.5	295.5	298.3	298.7	
		前年度比・前 年同月比(%)		0.4	0.6	0.2	0.8	0.8	0.8	1.1	0.5	1.1	1.4	
	鳥取県	(千円)		257.5	249.2	251.4	250.5	252.6	252.0	252.6	250.7	252.2	253.7	
		前年度比・前 年同月比(%)		△ 0.2	△ 3.2	△ 0.5	△ 0.3	△ 3.7	△ 3.1	△ 1.9	△ 3.0	△ 3.1	△ 2.9	
⑤ 所定内給与	調 査 産 業 計	全 国	(千円)		269.0	270.7	272.4	269.9	271.8	271.4	270.8	271.2	272.6	272.2
			前年度比・前 年同月比(%)		0.6	0.6	0.3	0.8	0.6	0.6	1.1	0.6	1.1	1.3
	鳥取県	(千円)		239.4	231.8	234.1	233.7	235.5	235.3	235.1	233.8	235.1	235.6	
		前年度比・前 年同月比(%)		△ 0.6	△ 3.2	△ 4.4	△ 2.8	△ 3.0	△ 2.9	△ 2.3	△ 3.3	△ 3.0	△ 3.2	
一 般 労 働 者	全 国	前年度比・前 年同月比(%)		0.5	0.6	0.4	0.8	0.5	0.6	0.7	0.5	1.0	1.1	
		(千円)		273.1	270.5	274.2	272.2	272.9	273.0	272.6	271.6	272.7	273.8	
⑥ 所定外給与 (調査産業計)	全 国	(千円)		25.2	25.3	26.1	24.6	25.0	25.0	24.7	24.3	25.7	26.5	
		前年度比・前 年同月比(%)		△ 0.8	0.6	△ 1.1	0.1	1.7	1.7	0.9	△ 0.5	1.1	1.0	
	鳥取県	(千円)		18.1	17.5	17.3	16.8	17.1	16.7	17.6	16.9	17.1	18.1	
⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全 国	(時間)		147.8	146.8	150.8	146.5	152.5	150.8	145.9	143.3	150.2	153.6	
	鳥取県	(時間)		154.3	154.2	158.1	152.8	161.3	157.8	152.5	154.1	158.6	162.0	
⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	全 国	(時間)		12.6	12.5	13.0	12.4	12.4	12.4	11.8	12.2	12.9	13.1	
	鳥取県	(時間)		10.1	11.9	11.8	11.9	12.0	12.1	10.7	11.6	12.7	12.7	
⑨ 消費支出	全 国	二人以上 の世帯	(千円)		284.6	289.0	294.4	281.3	267.6	283.4	292.5	271.3	290.4	281.0
			前年度比・前 年同月比(%)		1.3	1.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.4	1.5	4.3	0.9	2.7	1.3
	二人以上 の世帯のうち 勤労者世帯	(千円)		313.0	318.3	335.0	312.4	292.0	310.0	319.9	302.7	315.4	303.5	
		前年度比・前 年同月比(%)		1.2	1.7	1.5	△ 0.9	△ 1.6	0.4	6.1	2.5	0.5	0.8	
鳥取市	二人以上 の世帯	(千円)		249.5	280.2	289.2	253.8	270.4	241.9	263.7	266.1	246.1	300.7	
		(千円)		268.0	293.6	358.2	291.6	250.7	249.4	266.7	274.1	266.4	302.8	
⑩ 消費者物価指数 (総合)	全 国	前年度比・前 年同月比(%)		0.7	0.7	0.6	0.7	0.7	0.9	1.3	1.2	1.4	0.8	
	鳥取市	前年度比・前 年同月比(%)		0.8	1.4	1.1	1.5	1.5	1.7	1.9	1.9	2.2	1.6	
⑪ 国内企業物価指数		前年度比・前 年同月比(%)		2.7	2.2	2.2	2.7	2.8	3.1	3.1	3.0	3.0	2.3	

(注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑩、⑪の増減率については、平成27年平均=100とした指数を基礎としている。

2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。

3 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は平成30年1月分及び平成31年1月分調査時に調査事業所の入替えが行われ、それぞれ約2分の1が入替えとなった。

12月	平成31年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	資料出所
0.1	1.3	1.2	1.1	1.1	0.8	1.0	1.2	厚生労働省(毎月勤労統計調査)
1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62	1.61	1.59	厚生労働省
1.67	1.65	1.73	1.74	1.78	1.80	1.75	1.72	
2.4	2.5	2.3	2.5	2.4	2.4	2.3	2.2	総務省(労働力調査)
297.6	291.9	292.8	295.3	299.5	294.8	297.6	296.4	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.9	0.0	0.3	△ 0.1	0.3	0.1	0.3	0.0	
252.1	239.0	241.1	242.7	246.6	246.8	246.0	244.6	
△ 3.5	△ 3.6	△ 2.7	△ 2.8	△ 1.8	△ 1.5	△ 2.6	△ 2.9	
271.5	267.1	267.6	269.7	273.4	269.4	272.4	271.6	
1.0	△ 0.1	0.2	△ 0.2	0.3	△ 0.1	0.3	0.1	
234.2	220.7	223.0	224.9	228.2	226.7	228.6	227.4	
△ 3.5	△ 4.0	△ 3.1	△ 3.1	△ 2.5	△ 3.1	△ 2.9	△ 3.3	
0.8	0.4	0.6	0.3	0.8	0.2	0.7	0.4	
273.0	261.0	264.0	265.0	268.7	265.5	267.8	266.0	
26.1	24.8	25.2	25.6	26.1	25.3	25.2	24.8	
△ 0.9	1.2	1.6	0.3	0.1	3.0	0.8	△ 0.8	
17.9	18.2	18.1	17.8	18.4	20.1	17.4	17.2	
145.9	136.6	142.1	144.1	148.7	141.4	147.4	150.1	
154.6	140.4	147.8	150.7	156.0	148.2	154.1	156.2	
12.8	12.1	12.5	12.8	13.1	12.4	12.3	12.3	
12.0	11.8	11.6	11.8	12.7	12.3	11.5	11.3	
329.3	296.3	271.2	309.3	301.1	300.9	276.9	288.0	総務省(家計調査)
2.2	2.3	2.1	2.7	2.3	7.0	3.5	1.6	
351.0	325.8	302.8	348.9	337.2	332.3	308.4	321.2	
△ 0.3	2.6	4.7	4.2	0.7	6.4	5.6	3.6	
337.0	304.9	270.4	317.6	266.0	281.7	251.2	282.1	
307.8	307.5	297.2	350.5	262.7	297.1	278.8	310.1	総務省
0.3	0.2	0.2	0.5	0.9	0.7	0.7	0.5	
0.9	0.7	0.4	1.2	1.0	0.6	0.5	0.2	日本銀行
1.4	0.6	0.9	1.3	1.2	0.6	△ 0.1	△ 0.6	

## 4 生計費関係資料

第28表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成31年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	25,160	39,650	49,090	58,530	67,970
住居関係費	52,400	42,040	45,280	48,510	51,750
被服・履物費	2,150	6,070	6,750	7,430	8,100
雑費Ⅰ	22,790	20,220	34,360	48,480	62,620
雑費Ⅱ	6,500	15,260	18,530	21,800	25,080
計	109,000	123,240	154,010	184,750	215,520

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世帯・平成31年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）



## 5 人事管理に関する報告関係資料

第29表 職員1人当たり年間時間外勤務時間数

単位：時間

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
知事部局	148	151	180	160	168
うち本庁	204	210	242	217	216
地方機関	110	103	130	120	131
教育委員会	130	134	132	139	147
うち事務局	167	167	161	175	190
高等学校	78	90	83	78	69
特別支援学校	80	72	66	61	54
警察本部	430	379	259	242	221
うち本部	377	342	193	203	182
本部以外	462	401	298	263	244

(注) 1 高等学校及び特別支援学校については教員を除いたものである。

2 教育委員会の事務局については学校以外の教育機関を含む。

第30表 年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合（平成30年度）

単位：人

区 分		年360時間 以下の職員数	年360時間を 超える職員数	うち年720時間を 超える職員数
知事部局	本 庁	814 (79.5%)	210 (20.5%)	17 (1.7%)
	本 庁 以 外	1,196 (88.9%)	149 (11.1%)	6 (0.4%)
	全 体	2,010 (84.8%)	359 (15.2%)	23 (1.0%)
教育委員会 (学校教員以外)	特別支援学校	31 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	高 等 学 校	103 (96.3%)	4 (3.7%)	0 (0.0%)
	教育委員会事務局	221 (85.7%)	37 (14.3%)	1 (0.4%)
	全 体	355 (89.6%)	41 (10.4%)	1 (0.3%)
教育委員会 (学校教員)	特別支援学校	542 (89.3%)	65 (10.7%)	1 (0.2%)
	高 等 学 校	650 (61.3%)	411 (38.7%)	122 (11.5%)
	全 体	1,192 (71.5%)	476 (28.5%)	123 (7.4%)
警察本部	本 部	403 (85.6%)	68 (14.4%)	2 (0.4%)
	本 部 以 外	623 (73.9%)	220 (26.1%)	23 (2.7%)
	全 体	1,026 (78.1%)	288 (21.9%)	25 (1.9%)

(注) 1 ( )内は各区分の職員数に占める各時間外勤務時間数別の職員数の割合である。

2 教育委員会（学校教員）については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した教員の数を含む。

3 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。

第31表 時間外勤務の状況（平成30年度・平成31年（令和元年）度比較）

○月45時間を超える時間外勤務を行った職員数

単位：人

区 分		職員数 (H31. 4. 1)	月45時間を超える時間外勤務を行った職員数									
			4月		5月		6月		7月		8月	
			H31	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30
知事 部局	本 庁	1,039	31	119	37	120	23	108	16	109	5	68
	本 庁 以 外	1,353	15	67	9	45	12	37	14	100	5	67
	全 体	2,392	46	186	46	165	35	145	30	209	10	135
教 育 委 員 会	特別支援学校	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	111	0	4	0	2	0	1	0	2	0	1
	教育委員会事務局	224	0	23	0	20	1	9	0	11	0	4
	全 体	367	0	27	0	22	1	10	0	13	0	5
警 察 本 部	本 部	55 407	1 10	30	1 10	28	0 10	18	0 23	17	0 6	7
	本 部 以 外	0 814	0 30	124	0 21	161	0 25	110	0 85	120	0 28	67
	全 体	55 1,221	1 40	154	1 31	189	0 35	128	0 108	137	0 34	74

○月100時間を超える時間外勤務を行った職員数

単位：人

区 分		職員数 (H31. 4. 1)	月100時間を超える時間外勤務を行った職員数									
			4月		5月		6月		7月		8月	
			H31	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30
知事 部局	本 庁	1,039	0	3	0	6	0	5	0	10	0	2
	本 庁 以 外	1,353	0	0	0	4	0	0	0	2	0	4
	全 体	2,392	0	3	0	10	0	5	0	12	0	6
教 育 委 員 会	特別支援学校	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全 体	367	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	55 407	0 0	1	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0
	本 部 以 外	0 814	0 0	1	0 0	5	0 0	1	0 0	5	0 0	0
	全 体	55 1,221	0 0	2	0 0	5	0 0	1	0 0	5	0 0	0

- (注) 1 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。  
 2 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。  
 3 警察本部の平成31年（令和元年）度（H31、R1）について、下段は他律的業務の比重が高い部署（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第10条の2第1項第2号）、上段は他律的業務の比重が高い部署以外の部署の人数である。  
 4 平成31年（令和元年）度（H31、R1）については、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるもの。（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第10条の2第2項）の時間数は含まない。

第32表 育児休業の新規取得状況

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
知 事 部 局	56(7)	66(19)	51(10)	54(10)
教 育 委 員 会	33(6)	37( 2)	35( 3)	26( 1)
警 察 本 部	13(0)	15( 1)	15( 1)	12( 5)

- (注) 1 ( )内は男性職員取得者数で内数である。  
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第33表 男性の育児休業取得率

単位：%

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
知 事 部 局	6.8	15.9	14.5	17.5
教 育 委 員 会	11.1	4.1	7.1	2.5
警 察 本 部	0	1.1	1.1	6.0

- (注) 1 育児休業を取得可能な職員の内、年度内に実際に育児休業を取得した職員の割合である。  
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第34表 子の看護休暇の取得状況

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
知 事 部 局	436(243)	476(277)	534(311)	461(263)
教 育 委 員 会	341(162)	382(180)	415(207)	415(211)
警 察 本 部	118( 81)	117( 86)	150(114)	145(115)

- (注) 1 ( )内は男性職員取得者数で内数である。  
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第35表 時間外の勤務が1か月に100時間を超えた職員の状況

単位：延べ人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
知事部局	71( 4)	123(10)	80( 8)	105( 8)
教育委員会	227( 41)	288(37)	276(71)	238(61)
警察本部	524(111)	64(42)	53(39)	41(36)

- (注) 1 教育委員会については県費負担教職員を含まない。  
 2 教育委員会については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した時間数が100時間を超えた教員の数を含む。  
 3 ( )内は、うち産業医等の面接を受診した人数である。

第36表 在職死亡者及び長期療養者の状況

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
知事部局	在職死亡者	2	3	1	2
	長期療養者	65(2.3%)	61(2.2%)	66(2.4%)	57(2.0%)
	うち精神疾患	38(1.4%)	42(1.5%)	48(1.7%)	37(1.3%)
教育委員会	在職死亡者	0	2	3	1
	長期療養者	26(1.2%)	19(0.9%)	42(1.9%)	50(2.3%)
	うち精神疾患	25(1.1%)	15(0.7%)	34(1.6%)	36(1.7%)
警察本部	在職死亡者	0	1	1	0
	長期療養者	27(1.8%)	27(1.9%)	23(1.6%)	23(1.5%)
	うち精神疾患	12(0.8%)	12(0.8%)	11(0.8%)	13(0.9%)

- (注) 1 長期療養者数は、当該年度において傷病により30日以上休業（病休休暇を含む。）した者の実人数である。  
 2 教育委員会は教員（県費負担教職員を除く。）を含む。  
 3 ( )内は毎年4月1日現在の職員数（総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に、任命権者によっては調整を行っている場合がある。）に占める長期療養者数の割合である。

第37表 健康相談件数の状況

単位：件

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
知事部局	1,643	2,002	1,792	1,758
うちメンタルヘルス相談	1,280(77.9%)	1,689(84.4%)	1,458(81.4%)	1,461(83.1%)
教育委員会	451	460	469	516
うちメンタルヘルス相談	332(73.6%)	310(67.4%)	301(64.2%)	364(60.9%)
警察本部	806	780	737	871
うちメンタルヘルス相談	132(16.4%)	79(10.1%)	56( 7.6%)	100(11.5%)

- (注) 1 知事部局は「健康相談」、「地共済健康ダイヤル」、教育委員会は「心の健康相談」、「教職員健康相談24」、警察本部は「健康相談」、「電話健康相談」における相談件数である。  
 2 ( )内は健康相談件数に占めるメンタルヘルス相談件数の割合である。  
 3 件数は延べ件数であり、同一の者が複数回相談している場合でも、それぞれ1件として数えている。

## 6 人事院勧告・報告関係資料

### 給与勧告の骨子

#### ○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定等

##### 1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳〕  
〔俸給 344円 はね返し分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

## 2 給与改定の内容と考え方

### <月例給>

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

#### (2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

## 3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

#### (2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

#### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

### 2 勤務環境の整備

#### (1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

#### (2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

#### (3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

### 3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

### 4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請